

平成31年第1回泉南市議会定例会議案補助資料
条例新旧対照表

資料一覧表

(平成31年3月6日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	8	泉南市財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案	9	泉南市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案	10	泉南市立青少年の森条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案	11	泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案	12	泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案	13	泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	15

議案第8号補助資料 泉南市財政調整基金条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(処分) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地方債の繰上償還の財源に充てるとき。</u></p>	<p>(処分) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。</u></p> <p>(4) <u>長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。</u></p> <p>(5) <u>償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。</u></p>

議案第9号補助資料 泉南市立幼稚園条例新旧対照表

改正前			改正後		
別表（第18条関係）			別表（第18条関係）		
(略)			(略)		
通園バス利用料	園児1人につき月額 <u>1,000</u> 円		通園バス利用料	園児1人につき月額 <u>2,000</u> 円	

議案第10号補助資料 泉南市立青少年の森条例新旧対照表

改正前				改正後				
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）				
区分		単位	使用料		区 分		単 位	使用料
一般	宿泊	1人1泊	200円	テント1張 1,400円	一 般	宿 泊	1人1泊	200円
	日帰り	1人1日	100円			日帰り	1人1日	100円
青少年	宿泊	1人1泊	100円	毛布1枚 200円	青少年	宿 泊	1人1泊	100円
	日帰り	1人1日	50円			日帰り	1人1日	50円
備考 「一般」とは18歳以上の者をいい、「青少年」とは18歳未満の者をいう。				備考 <u>1 「一般」とは18歳以上の者をいい、「青少年」とは18歳未満の者をいう。</u> <u>2 市外在住者又は市外に所在する法人若しくは団体が利用する場合は、1人につき当該額の2倍に相当する額とする。</u>				

議案第11号補助資料 泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(所得の制限)</p> <p>第2条の2 前条の規定により対象者とされた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定にかかわらず、対象者としない。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（<u>1月から6月</u>までに新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及びその数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(所得の制限)</p> <p>第2条の2 前条の規定により対象者とされた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定にかかわらず、対象者としない。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（<u>1月から9月</u>までに新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及びその数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

議案第12号補助資料 泉南市介護保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保険料率) 第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,778円</u>とする。</p>	<p>(保険料率) 第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,315円</u>とする。</p> <p>3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,315円」とあるのは、「38,241円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「27,315円」とあるのは、「52,809円」と読み替えるものとする。</u></p>

議案第13号補助資料 泉南市国民健康保険税条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>170,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>170,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>140,000円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>140,000円</u>とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>190,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>190,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>160,000円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>160,000円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の9.75</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の9.46</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>21,760円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,520円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定によ</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定によ</p>

改正前	改正後
<p>り被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にある者(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 <u>29,490円</u></p>	<p>り被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にある者(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 <u>30,690円</u></p>
<p>(2) 特定世帯 <u>14,745円</u> (3) 特定継続世帯 <u>22,117円</u></p>	<p>(2) 特定世帯 <u>15,345円</u> (3) 特定継続世帯 <u>23,017円</u></p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3.33</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.91</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,430円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,550円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,070円</u> (2) 特定世帯 <u>5,035円</u> (3) 特定継続世帯 <u>7,552円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,930円</u> (2) 特定世帯 <u>4,965円</u> (3) 特定継続世帯 <u>7,447円</u></p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.50</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.58</u>を乗じて算定する。</p>

改正前	改正後
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,020円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項の本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が510,000円を超える場合には、510,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>140,000円</u>を超える場合には、<u>140,000円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>18,980円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項の本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が510,000円を超える場合には、510,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>190,000円</u>を超える場合には、<u>190,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>160,000円</u>を超える場合には、<u>160,000円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

